

## 木更津市市民課窓口関連業務派遣事業受託候補者選定審査要領

### (目的)

第1 この要領は、木更津市市民課窓口関連業務派遣事業に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

### (審査委員会)

第2 審査委員会は、木更津市市民課窓口関連業務派遣事業受託候補者選定委員会設置要領による。

### (審査の項目)

第3 企画提案審査における審査の項目は、別表1のとおりとする。

### (審査方法及び受託候補者の選定)

第4 審査方法は、審査会委員が別表1の審査項目について審査、採点し、以下の(1)及び(2)のいずれも満たす者を受託候補者、次点者を準受託候補者場合として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査委員の協議により受託候補者とするか決定する。

(1) 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100 点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

(2) 合計得点が最も高い者

### (失格要件)

第5 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(1) 市及び他の企画提案者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

(2) 他の企画提案者の協力者であったとき。

(3) 「木更津市市民課窓口関連業務派遣事業プロポーザル実施要領」に定める手続、方法等を遵守しないとき。

### (審査結果)

第6 審査の結果については、企画提案依頼業者に対し、書面により通知するものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。